

京都市告示第 298 号

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、  
次のとおり京都市文化財建造物保存技術研修センターを臨時開所します。

平成 20 年 10 月 17 日

京都市長 門川 大作

臨時に開所する日

平成 20 年 11 月 2 日 (日)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)